

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月14日

【四半期会計期間】 第98期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 K Y B 株式会社

【英訳名】 KYB Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 大野 雅生

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

【電話番号】 03(3435)3511(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 奥村 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル

【電話番号】 03(3435)3584

【事務連絡者氏名】 経理本部経理部長 奥村 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第97期 第2四半期 連結累計期間	第98期 第2四半期 連結累計期間	第97期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (第2四半期連結会計期間)	(百万円)	202,789 (100,651)	197,638 (95,995)	412,214
税引前四半期利益又は 税引前四半期(当期)損失()	(百万円)	12,369	4,205	29,510
親会社の所有者に帰属する四半期利益 又は親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)損失() (第2四半期連結会計期間)	(百万円)	11,972 (15,601)	1,666 (117)	24,757
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益	(百万円)	11,151	2,711	28,841
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	167,029	146,475	149,338
総資産額	(百万円)	411,545	439,368	441,074
基本的1株当たり四半期利益 又は四半期(当期)損失() (第2四半期連結会計期間)	(円)	468.67 (610.76)	65.20 (4.56)	969.18
希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益	(円)	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率	(%)	40.6	33.3	33.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,313	896	17,047
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,554	11,500	13,616
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,312	5,142	10,418
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	35,092	39,454	56,092

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 上記指標は、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間(2019年4月1日～2019年9月30日)における世界経済は、米中貿易摩擦に伴い中国の経済成長が鈍化していることを筆頭に、減速感が強まりました。一方、わが国経済においては、雇用情勢の好転や企業収益の改善により、緩やかな景気回復が続いておりますが、米中貿易摩擦の影響や欧米の利下げによる円高等が懸念されます。

当第2四半期連結累計期間における当社グループの売上高につきましては、1,976億円と円高による為替の影響と米中貿易摩擦に伴う中国市場の落ち込みにより、前第2四半期連結累計期間に比べ52億円の減収となりました。

営業利益は44億98百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ157億99百万円の増益となり、親会社の所有者に帰属する四半期利益につきましては、16億66百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ136億37百万円の増益となりました。

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準()に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。()制振用オイルダンパーについては、大臣認定制度はありません。

当第2四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから前連結会計年度にて計上した免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、及び対応本部の人件費等の諸費用をその他の費用に計上しております。

なお、当第2四半期連結会計期間においては、2019年9月30日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数(免震用オイルダンパー6,263本、制振用オイルダンパー3,766本の合計10,029本)、並びに、台湾輸出品のうち交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当第2四半期連結会計期間の残高は、308億37百万円であります。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、前連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しています。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 5 . セグメント情報」に記載のとおりであります。

また、以下の説明におけるセグメント別の売上高は、外部顧客に対するものであり、セグメント別のセグメント利益はセグメント間取引消去前のものであります。

A C (オートモーティブコンポーネンツ) 事業セグメント

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は1,189億円と前第2四半期連結累計期間に比べ3.9%の減収となりましたが、セグメント利益は69億27百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ26億63百万円の増益となりました。

H C (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業セグメント

当セグメントは、産業用油圧機器とその他製品から構成されております。

当セグメントの売上高は665億円と前第2四半期連結累計期間に比べ1.1%の減収となり、セグメント利益は40億71百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ14億75百万円の減益となりました。

システム製品

当セグメントは、舞台機構、艦艇機器、免振装置等から構成されております。

当セグメントの売上高は44億円と前第2四半期連結累計期間に比べ37.0%の増収となり、セグメント利益は8億64百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ9億97百万円の増益となりました。

航空機器事業

当セグメントは、航空機器用離着陸装置、同操舵装置等から構成されております。

航空機器事業は、売上高は26億円と前第2四半期連結累計期間に比べ11.3%の減収となり、セグメント損失は4億45百万円となりました。

特装車両事業及び電子機器等

当セグメントは、特装車両及び電子機器等から構成されております。

当セグメントの売上高は52億円と前第2四半期連結累計期間に比べ8.3%の減収となり、セグメント利益は5億9百万円と前第2四半期連結累計期間に比べ1億71百万円の増益となりました。

財政状態につきましては、総資産が4,394億円と前連結会計年度末に比べ17億円の減少となりました。流動資産は、棚卸資産は増加したものの、現金及び現金同等物等の減少により、227億円減少の2,124億円となりました。非流動資産は、IFRS第16号の適用による有形固定資産の増加等により、210億円増加の2,270億円となりました。

負債は、IFRS第16号の適用によるその他の金融負債の増加等により、12億円増加の2,867億円となりました。

資本は、その他の資本の構成要素の減少により、29億円減少の1,527億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は395億円となり、前連結会計年度末に比べ166億円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は9億円(前第2四半期連結累計期間比84億円の収入減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は115億円(前第2四半期連結累計期間比11億円の支出減少)となりました。主な流出は、有形固定資産の取得による支出115億円です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は51億円となりました。主な流出は、長期借入金の返済による支出49億円であり、主な流入は短期借入金による収入34億円です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、2018年10月16日以降公表いたしましたとおり、出荷していた免震用・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為などが行われ、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実（本不適切行為）が判明いたしました。

本不適切行為を受け、当社は、2018年9月26日、難波孝一弁護士を委員長とする外部調査委員会に対し、本不適切行為に関する事実関係の調査のみならず、類似した不適切行為の有無に関する事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の提言について依頼いたしました。その後、当社は、同調査委員会より調査報告書を受領し（最終版の受領は2019年2月4日）、記載内容の精査、確認を行うとともに、当社独自の実事関係の調査、検証等を基に、問題の根底に内在していた諸要因の分析をいたしました。また、同調査委員会より指摘、提言された内容を真摯に受け止め、策定した再発防止策を同年2月5日及び同年2月13日に開催した取締役会において審議の上、決議し、当社の再発防止策を同調査委員会の調査報告書とともに国土交通省に提出いたしました。

さらに、2019年1月29日付にて公表いたしましたとおり、防衛装備品に関わる不適切な工数計上による請求行為（本不適切工数計上行為）の判明を受け、2019年1月28日に防衛省に対して自発的に報告を行っております。

関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

このような状況下において、当社が買収防衛策（当社買収防衛策）を継続している理由につき、以下のとおりご説明申し上げます。

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行される可能性も否定できません。特に、本不適切行為の公表以降、当社の株価は大幅に下落し、その後も低迷状況が継続しており、当社は、大規模買付提案またはこれに類似する行為を受けやすい状況となっております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。最近の当社グループの状況に照らしてみますと、本不適切行為に関しましては、関係者の皆様と相談しながら、適切な対応を行っていく必要があります。本不適切工数計上行為に関しましては、防衛省による特別調査に全面的に協力を行う必要があります。そのためには、当社グループ役職員の信任を得て、強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの力を結集して対応することができる者でなければなりません。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(a) 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

2019年度は、2017年度～2019年度中期計画の最終年にあたります。「A GLOBAL KYB - CHALLENGE & INNOVATION -」をスローガンに掲げ各重点方針を展開してまいりましたが、2018年度は、本不適切行為および本不適切工数計上行為が判明し、創立以来培ってきた信頼を失う事態となりました。2019年度は「KYB再生元年」と位置付け、再発防止とコンプライアンス遵守を基盤とする以下の方策を迅速、強力に推進、信頼回復に努めてまいります。

(1) 本不適切行為の原因究明および再発防止策

1) 本不適切行為の原因

本不適切行為に関する事実関係の確認、類似した不適切行為の有無に関する事実関係の調査、原因分析および再発防止策の提言について依頼した外部調査委員会が作成した報告書記載内容の精査・確認および当社独自の調査・検証により、本不適切行為の原因および背景として以下のような要因が問題の根底にあったと認識しております。

企業風土として、規範意識の欠如、真実と向き合わない企業風土、事業運営体制として、受注ありきの工場経営、情報共有体制の不全、重要業務の独占、事業化の問題点、品質検査体制として、検査の不備、検査機の不正防止の欠如、内部監査体制として、品質監査における不備、品質に係る不正類似事案を受けた監査の不備が挙げられました。これらは規範の問題に直面したときに規範を遵守する意識が弱かったこと、事業性の脆弱さの問題に正面から取り組まなかったこと、不正防止のための有効な手立てがなされておらず、更に不正を発見する活動が弱かったことが、複合的に絡みあったためと認識しています。

2) 再発防止策

同外部調査委員会による再発防止策の提言を真摯に受け止め、以下のような再発防止策を策定しました。

(1) 厳格な規範意識の醸成及び企業風土の改革として、コンプライアンス経営の定着化、役職員一人ひとりの意識改革を、(2) 事業性の評価、事業運営体制及び情報共有体制等の見直しとして バランスのとれた事業運営体制、人事ローテーションの徹底、情報吸い上げ・フィードバック体制の整備を、(3) 検査体制・方法の改善として、検査体制の改善、検査機の不正防止措置を、(4) 内部監査・統制体制の強化として、内部品質監査体制の強化、子会社管理体制の強化について、実行を徹底し、継続してまいります。

進捗状況につきましては、当社ホームページの「再発防止策の進捗状況」をご参照ください。

<https://www.kyb.co.jp/company/progress/index.html>

* 本不適切行為に関する外部調査委員会による調査報告、当社による原因究明および当社が策定した再発防止策の詳細につきましては、2019年2月13日付で当社が公表した「当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する外部調査委員会の調査報告について」および、「当社及び当社の子会社が製造した建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する原因究明・再発防止策について」をご参照ください。

外部調査委員会調査報告

https://www.kyb.co.jp/company/progress/progress_20190213_02.pdf

原因究明・再発防止策

https://www.kyb.co.jp/company/progress/progress_20190213_01.pdf

(2) マネジメント

「安全第一」「品質経営」「コンプライアンス遵守」「再発防止策の徹底実施」「免震・制振用オイルダンパーの早期適合化」「不採算事業・拠点の再編とコア事業への特化」

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通じて、ステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たす一方、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。しかしながら、本不適切行為を受け、その迅速、丁寧な対応を図るため免制振対応本部を新設、また、内部統制室を拡大し、グループガバナンスの総合企画・調整を担う内部統制部を設置しました。

更に、中立的組織として、社外取締役を委員長とする不正リスク特別監査委員会を設置し、監督を強化して

まいります。

また、お客様要求に応えられるBCP（事業継続計画）およびBCM（事業継続マネジメント）の整備を行い、危機管理体制の実効性を高めてまいります。

あわせて社会支援/貢献活動（非事業性）にも積極的に取り組み、社会の健全な発展に貢献してまいります。

(3)オートモーティブコンポーネンツ事業

「Scrap & Build, Mind Reset & Reborn」

これまでKYBグループは、お客様のグローバル化に合わせたかたちで海外での生産販売を拡大してまいりました。世界の自動車販売動向は、アジア・インドを中心に引き続き堅調に推移することが予想されます。拡大してきた海外拠点の収益基盤を、市場・お客様と事業戦略に合せた堅実な路線への再構築を更に進めてまいります。また、お客様の技術要求を100%満足する新製品・新技術の確立と体制整備により、付加価値製品の受注を目指していきます。今中期より定着した小事業部制により、管理レベルと機動性をより高めてまいります。

(4)ハイドロリックコンポーネンツ事業

「量に頼らない収益基盤の確立」「お客様に頼られる存在へ」

建設機械市場は2017年より中国を中心に需要が急回復、2019年も引き続き伸長が見込まれていましたが中型ショベルについては中国・アジアは成長が鈍化する様相となりました。ミニショベル・その他建設機械市場需要は引き続き堅調に推移、最高水準を維持する見込です。当社の生産能力は需要に追いついていない状態が続いており、中国および国内の再編効果を高めると同時に、ショベル以外の製品についての受注活動を強化することで、変動する需要に対し、量に頼らない収益基盤の確立・競争力の強化を図ってまいります。魅力ある製品の開発により、お客様に信頼されるサプライヤーを目指します。

(5)システム製品

「免震・制振用オイルダンパーの早期適合化」

システム製品事業は、2020年9月までに交換用オイルダンパーの生産を完了させ、一日も早い適合化と再発防止を図ります。

(6)航空機器事業

「防衛装備品に関わる不適切な工数計上による請求問題の早期解決」

航空機器事業は、早急に原因究明を図り再発防止策に向けた活動を進めるとともに、現在の生産混乱を解消し、お客様からの信頼回復を図ります。

(7)特装車両事業

「需要変動に即応する体制・アフターサービス力強化」

特装車両事業は、国内においては需要変動に速やかに対応できる体制の確立、アフターサービスの強化を、またインドを始め海外市場での収益基盤の最適化を図ってまいります。

(8)技術・商品開発

「未来を想像し、技術部門の成果を収益向上につなげる」

「品質経営」の具現化に向けたお客様目線での設計・生産技術の品質向上を目指し、世界5極（日本、欧州、中国、ASEAN、北米）での環境インフラ整備、CAE技術、機能安全対応、技術標準のグローバル化推進と品質問題の抑制、また、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）技術のグループ全体での醸成と推進を図ってまいります。

新製品・新技術の創造においては、長期的な製品・技術戦略（ロードマップ）に基づき、事業との連携による効率的な技術・商品開発や欧州テクニカルセンターを活用した技術動向の把握により、市場ニーズを取り込んだお客様へのタイムリーな製品提供を行い受注拡大に結び付けてまいります。また、コア技術の深耕と育成を図り、ビジネス展開を志向した研究開発により、油圧の先端技術と脱油圧技術の追求、変化するニーズに対応できるスピードと技術開発に取り組んでまいります。

(9)人財育成

「グローバルな視点・思考で行動できる人財の育成・確保」「多様性を活かした人財活用」「信頼回復に向けた人事施策の実施」

グローバルな視点・思考で行動できるプロフェッショナル人財の育成、社会構造の変化に対応した人事改革など多様な人財が活躍できる環境整備を推進してまいりましたが、本不適切行為を受け、信頼回復に向けた規範意識のレベルアップ、心身ともに健康で働き甲斐のある職場づくりを、コンプライアンス遵守のもと進めてまいります。

(10)モノづくり

「革新的生産ラインへの取り組み」

独自性の高い生産技術・工法・設備の開発とともにIoT・AIを活用した設計品質・生産革新活動を通じて自動化を積極的に進め、リードタイム・スペースの半減と生産性2倍を目指した革新ラインを構築し、グローバルなモノづくりに取り組んでまいります。

K Y B グループは、これらの重点方策活動を着実に実施し信頼回復を図る一方、筋肉質で強靱な企業体質への改革に取り組んでまいります。

(b) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する外部調査委員会の原因分析および再発防止策の提言を踏まえ、今後は断じて不適切行為を発生させず、信頼回復に取り組むという覚悟を示すため、2019年10月1日付で経営理念の改定を行ないました。具体的には、「規範の遵守」および「真摯に向き合う」という再発防止の趣意を新たに加えております。

当社グループは、持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、この改定後の経営理念および以下の基本方針に基づき、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築並びに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に取り組んでまいります。

< 経営理念 >

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するK Y B グループ」

1. 規範を遵守するとともに、何事にも真摯に向き合います。
2. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
3. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
4. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。

< 基本方針 >

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
4. 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社買収防衛策を2019年6月25日開催の第97期定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続しております。これにより、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に株主の皆様の判断の為に必要かつ十分な大規模な買付行為に関する情報が提供され、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。当社は、当社買収防衛策の詳細を2019年5月20日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。この適時開示文書の全文はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kyb.co.jp>）に掲載しております。

上記 の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

上記 の取組みは、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、上記 の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、上記 の取組みにつきましても、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、以下の諸点に照らして、上記 の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

当社買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当社買収防衛策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い、社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように当社買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(d) 株主意思を重視するものであること

当社買収防衛策は、2019年6月25日開催の第97期定時株主総会でのご承認により継続したものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、当社買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、株主総会において、当社買収防衛策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、当社買収防衛策を廃止することが可能です。従って、当社買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、当社買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,150百万円であります。報告セグメントごとの内訳は、AC（オートモーティブコンポーネツ）事業で2,256百万円、HC（ハイドロリックコンポーネツ）事業で745百万円、システム製品で180百万円、航空機器事業で70百万円となります。

なお、当第2四半期連結累計期間において記載すべき重要な事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為、及び、防衛省に対する不適切な工数計上に起因する資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保するため、2019年9月30日付で、総額440億円のコミットメントライン型シンジケートローン契約（契約期間：2019年10月3日から2022年9月30日まで）を締結しました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,300,000
計	57,300,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	25,748,431	25,748,431	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	25,748,431	25,748,431		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日		25,748		27,647		13,333

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,965	7.69
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,200	4.70
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,005	3.93
日立建機株式会社	東京都台東区東上野二丁目16番1号	892	3.49
K Y B 協力会社持株会	東京都港区浜松町二丁目4番1号	799	3.13
みずほ信託銀行株式会社 退職給 付信託 みずほ銀行口 再信託受 託者 資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	612	2.39
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町三丁目98番地	591	2.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	491	1.92
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	486	1.90
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	475	1.86
計		8,516	33.34

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式は、すべて信託業務に係る株式であります。
2. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、株式会社みずほ銀行が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、当該議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。
3. 2019年4月5日付で株式会社みずほ銀行及び共同保有者より大量保有報告書にかかる変更報告書が関東財務局長に提出されており、2019年3月29日現在での大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。なお、株式会社みずほ銀行が所有する1,102千株のうち491千株は同行所有として、また、うち612千株については、(注)2.に記載のとおり、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有として、大株主の状況に記載しておりますが、アセットマネジメントOne株式会社については、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,102	4.28
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	32	0.12
アセットマネジメントOne株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	609	2.36
計		1,743	6.77

4. 2018年2月21日付で三井住友信託銀行株式会社および共同保有者より大量保有報告書にかかる変更報告書が関東財務局長に提出されており、以下のとおり2018年2月15日現在で1,009千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	809	3.14
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	29	0.11
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	171	0.66
計		1,009	3.92

5. 2018年3月19日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび共同保有者より大量保有報告書にかかる変更報告書が関東財務局長に提出されており、以下のとおり2018年3月12日現在で1,011千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	106	0.41
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	834	3.24
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	70	0.27
計		1,011	3.93

6. 2019年8月19日付で日本バリュー・インベスターズ株式会社より大量保有報告書が関東財務局長に提出されており、以下のとおり2019年8月15日現在で1,294千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
日本バリュー・インベスターズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	1,294	5.03

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 205,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,494,500	254,945	
単元未満株式	普通株式 48,831		
発行済株式総数	25,748,431		
総株主の議決権		254,945	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K Y B 株式会社	東京都港区浜松町 二丁目4番1号	205,100		205,100	0.80
計		205,100		205,100	0.80

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」という。)に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		56,092	39,454
営業債権及びその他の債権		107,426	100,331
棚卸資産		59,591	60,311
その他の金融資産	12	1,170	1,126
その他の流動資産		10,826	11,153
流動資産合計		235,105	212,375
非流動資産			
有形固定資産	6	161,368	182,494
のれん	6	264	251
無形資産	6	7,532	7,180
持分法で会計処理されている投資		5,570	5,205
その他の金融資産	12	22,983	21,621
その他の非流動資産		650	2,012
繰延税金資産		7,602	8,230
非流動資産合計		205,969	226,993
資産合計		441,074	439,368

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債及び資本			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		87,189	75,541
借入金		54,255	57,081
未払法人所得税等		1,128	608
その他の金融負債	12	24,307	24,778
引当金	7	37,876	39,716
その他の流動負債		2,224	1,154
流動負債合計		206,979	198,878
非流動負債			
借入金		44,046	38,415
退職給付に係る負債		10,807	10,844
その他の金融負債	12	8,521	27,925
引当金	7	14,178	9,604
その他の非流動負債		553	476
繰延税金負債		346	508
非流動負債合計		78,451	87,772
負債合計		285,430	286,650
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		27,648	27,648
資本剰余金		29,414	29,414
利益剰余金		86,536	87,850
自己株式		600	601
その他の資本の構成要素		6,340	2,165
親会社の所有者に帰属する持分合計		149,338	146,475
非支配持分		6,306	6,242
資本合計		155,643	152,718
負債及び資本合計		441,074	439,368

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
売上高	9	202,789	197,638
売上原価		162,560	158,851
売上総利益		40,229	38,787
販売費及び一般管理費		30,761	26,868
持分法による投資利益		10	299
その他の収益		528	667
その他の費用	10	21,307	8,388
営業利益又は営業損失()		11,300	4,498
金融収益		376	339
金融費用		1,445	632
税引前四半期利益又は 税引前四半期損失()		12,369	4,205
法人所得税費用		580	2,286
四半期利益又は四半期損失()		11,789	1,919
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		11,972	1,666
非支配持分		183	254
四半期利益又は四半期損失()		11,789	1,919
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益又は 四半期損失()(円)	11	468.67	65.20

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
売上高		100,651	95,995
売上原価		81,117	77,706
売上総利益		19,534	18,289
販売費及び一般管理費		15,667	13,218
持分法による投資利益		177	150
その他の収益		176	352
その他の費用		21,131	4,683
営業利益又は営業損失()		16,911	890
金融収益		72	45
金融費用		371	299
税引前四半期利益又は 税引前四半期損失()		17,209	546
法人所得税費用		1,650	511
四半期利益又は四半期損失()		15,559	35
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		15,601	117
非支配持分		42	152
四半期利益又は四半期損失()		15,559	35
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期損失	11	610.76	4.56

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期利益又は四半期損失()		11,789	1,919
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		266	1,287
確定給付制度の再測定		5	4
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		3	0
合計		264	1,282
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		756	2,889
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の純変動		7	-
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		134	340
合計		614	3,229
その他の包括利益合計		878	4,511
四半期包括利益		10,911	2,592
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		11,151	2,711
非支配持分		240	119
合計		10,911	2,592

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
四半期利益又は四半期損失()		15,559	35
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動		379	603
確定給付制度の再測定		7	0
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		-	1
合計		372	602
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の為替換算差額		1,083	1,077
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の純変動		-	-
持分法適用会社における その他の包括利益に対する持分		58	282
合計		1,025	1,359
その他の包括利益合計		1,397	1,961
四半期包括利益		14,162	1,926
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		14,348	2,027
非支配持分		186	101
合計		14,162	1,926

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第 2 四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2018年 4 月 1 日残高		27,648	29,414	114,363	598
会計方針の変更	3	-	-	-	-
修正再表示後の残高		27,648	29,414	114,363	598
四半期包括利益					
四半期損失()		-	-	11,972	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	11,972	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び所有者への分配					
自己株式の取得		-	-	-	1
剰余金の配当	8	-	-	2,044	-
利益剰余金への振替		-	-	2	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	-	2,042	1
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	2,042	1
2018年 9 月30日残高		27,648	29,414	100,349	599

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				合計	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の為替換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動				
2018年4月1日残高		9,480	-	88	6	9,398	180,225	6,426	186,651
会計方針の変更	3	-	-	-	-	-	-	-	-
修正再表示後の残高		9,480	-	88	6	9,398	180,225	6,426	186,651
四半期包括利益									
四半期損失()		-	-	-	-	-	11,972	183	11,789
その他の包括利益		266	0	561	6	821	821	57	878
四半期包括利益合計		266	0	561	6	821	11,151	240	10,911
所有者との取引額									
所有者による拠出及び所有者への分配									
自己株式の取得		-	-	-	-	-	1	-	1
剰余金の配当		-	-	-	-	-	2,044	-	2,044
利益剰余金への振替		1	0	-	-	2	-	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		1	0	-	-	2	2,045	-	2,045
子会社に対する所有持分の変動額									
剰余金の配当		-	-	-	-	-	-	321	321
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-	-	-	321	321
所有者との取引額合計		1	0	-	-	2	2,045	321	2,366
2018年9月30日残高		9,745	-	473	-	10,218	167,029	6,345	173,375

当第2四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2019年4月1日残高		27,648	29,414	86,536	600
会計方針の変更	3	-	-	150	-
修正再表示後の残高		27,648	29,414	86,386	600
四半期包括利益					
四半期利益		-	-	1,666	-
その他の包括利益		-	-	-	-
四半期包括利益合計		-	-	1,666	-
所有者との取引額					
所有者による拠出及び所有者への分配					
自己株式の取得		-	-	-	1
剰余金の配当	8	-	-	-	-
利益剰余金への振替		-	-	202	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	-	202	1
子会社に対する所有持分の変動額					
剰余金の配当		-	-	-	-
子会社に対する所有持分の変動額合計		-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	-	202	1
2019年9月30日残高		27,648	29,414	87,850	601

(単位：百万円)

	注記	その他の資本の構成要素				合計	親会社の所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
		その他の 包括利益 を通じて 測定する 金融資産の 公正価値の 純変動	確定給付 制度の 再測定	在外営業 活動体の 為替換算 差額	キャッシ ュ・ フロー・ ヘッジの 公正価値の 純変動				
2019年4月1日残高		6,866	-	526	-	6,340	149,338	6,306	155,643
会計方針の変更	3	-	-	-	-	-	150	-	150
修正再表示後の残高		6,866	-	526	-	6,340	149,187	6,306	155,493
四半期包括利益									
四半期利益		-	-	-	-	-	1,666	254	1,919
その他の包括利益		1,287	2	3,092	-	4,377	4,377	135	4,511
四半期包括利益合計		1,287	2	3,092	-	4,377	2,711	119	2,592
所有者との取引額									
所有者による拠出及び 所有者への分配									
自己株式の取得		-	-	-	-	-	1	-	1
剰余金の配当		-	-	-	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替		204	2	-	-	202	-	-	-
所有者による拠出及び 所有者への分配合計		204	2	-	-	202	1	-	1
子会社に対する所有持分の 変動額									
剰余金の配当		-	-	-	-	-	-	182	182
子会社に対する所有持分の 変動額合計		-	-	-	-	-	-	182	182
所有者との取引額合計		204	2	-	-	202	1	182	183
2019年9月30日残高		5,783	-	3,618	-	2,165	146,475	6,242	152,718

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益又は税引前四半期損失()		12,369	4,205
減価償却費及び償却費		8,577	10,379
減損損失	10	2,050	557
減損損失戻入益		19	22
有形固定資産売却益		40	28
退職給付に係る資産及び負債の増減額		15	34
製品保証引当金の増減額(は減少)	7	14,483	4,538
金融収益		376	339
金融費用		1,445	632
持分法による投資損益(は利益)		10	299
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		2,327	3,482
棚卸資産の増減額(は増加)		2,378	2,179
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		3,885	9,743
合併契約解消損失引当金の増減額(は減少)		1,189	-
独占禁止法関連損失	10	4,424	-
その他		1,607	1,455
小計		11,447	3,596
利息の受取額		91	93
配当金の受取額		572	554
利息の支払額		524	645
法人所得税等の支払額		2,274	2,702
営業活動によるキャッシュ・フロー		9,313	896
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		446	2
定期預金の払出による収入		94	46
有形固定資産の取得による支出		10,260	11,509
有形固定資産の売却による収入		160	191
その他の金融資産の取得による支出		19	13
その他の金融資産の売却による収入		2	528
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		841	-
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		1,755	-
その他		1,169	741
投資活動によるキャッシュ・フロー		12,554	11,500

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)		204	3,382
リース負債の返済による支出	3	275	2,251
長期借入金による収入		7,057	67
長期借入金の返済による支出		8,524	4,924
借入手数料の支払額		-	1,233
自己株式の取得による支出		1	1
配当金の支払額	8	2,044	-
非支配持分への配当金の支払額		321	182
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,312	5,142
現金及び現金同等物に係る換算差額		58	892
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		7,610	16,638
現金及び現金同等物の期首残高		42,702	56,092
現金及び現金同等物の四半期末残高		35,092	39,454

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

K Y B 株式会社（以下、「当社」）は、日本に所在する株式会社です。当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の主な事業内容は、油圧緩衝器・油圧機器の製造・販売並びに各事業に関連するサービス業務等を行っております。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、同第93条の規定によりIAS第34号に準拠して作成しています。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の当社グループの連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

当社グループの2019年9月30日に終了する要約四半期連結財務諸表は、2019年11月13日に当社代表取締役社長執行役員 大野雅生及び当社代表取締役副社長執行役員 加藤孝明によって承認されております。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として測定しています。

(3) 表示通貨及び単位

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は、当社の機能通貨である日本円であり、百万円未満を四捨五入していません。

3. 重要な会計方針の要約

当社グループの要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除いて、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

当社グループは、第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

当社グループは、第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号の適用により、従来のIAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）が規定していた借手のオペレーティング・リースとファイナンス・リースの分類は廃止し、原資産が少額であるリース以外の全てのリースについて、単一の会計モデルに基づいて原資産を使用する権利を使用権資産として、リース料を支払う義務をリース負債として認識しております。なお、原資産が少額であるリースについては、認識の免除を適用し、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

また、IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている累積的影響額を適用開始日（2019年4月1日）に認識する方法を採用いたしました。

IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおり、適用開始日以降は、IFRS第16号の規程に基づき判断しております。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手のリースについては、IFRS第16号の適用開始日に、リース負債を認識しております。当該リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している追加借入利率の加重平均は、0.39%であります。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際に事後的判断を使用

また、過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類した借手のリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額をそれぞれの直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース債務の帳簿価額で算定しております。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と適用開始日において要約四半期連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

解約不能オペレーティング・リース契約の割引後の金額(2019年3月31日)	11,549
ファイナンス・リース債務(2019年3月31日)	9,930
解約可能オペレーティング・リース契約等	11,688
適用開始日におけるリース負債	33,167

当社グループは、IFRS第16号の適用により、要約四半期連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」に、リース負債を流動負債及び非流動負債の「その他の金融負債」に認識しており、適用開始日において資産合計が23,086百万円増加し、負債合計が23,237百万円増加、資本合計が150百万円減少しております。

また、前連結会計年度において、当社が所有していた相模工場の土地について、セールアンドリースバック取引を活用した売却譲渡を行っておりますが、適用開始日に当該リースバックについても他の使用権資産及びリース負債と同様の方法で測定した結果、使用権資産及びリース負債をそれぞれ18,688百万円認識しており、上記増加額に含まれております。

なお、IFRS第16号の適用による会計処理の変更を反映させるため、前連結会計年度において、連結キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローに区分して表示しておりました「リース債務の返済による支出」は、第1四半期連結会計期間より「リース負債の返済による支出」として表示しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業本部又は事業部を置き、各事業本部又は事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しておりますので、事業セグメントは「AC(オートモーティブコンポーネンツ)事業」、「HC(ハイドロリックコンポーネンツ)事業」、「システム製品」、「航空機器事業」、「特装車両事業」及びそのいずれにも属さない「電子機器等」によって区分しております。

このうち、「特装車両事業」及び「電子機器等」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しております。したがって、当社グループは、「AC事業」、「HC事業」、「システム製品」及び「航空機器事業」の4つを報告セグメントとしております。

「AC事業」は、四輪車用・二輪車用油圧緩衝器及びパワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器等を生産しております。「HC事業」は、建設機械向けを主とする産業用油圧機器を生産しております。「システム製品」は、舞台機構、艦艇機器、免制振装置等を生産しております。「航空機器事業」は、航空機用の離着陸装置、操舵装置、制御装置等を生産しております。

なお、各セグメントにおける主要製品は、下記のとおりであります。

セグメント		主要製品
報告セグメント	AC事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
	HC事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ
	システム製品	舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器
	航空機器事業	航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置
その他	特装車両事業 電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、注記「3. 重要な会計方針の要約」における記載と同一であります。

報告セグメントの損益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	A C 事業	H C 事業	システム 製品	航空機器 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	123,722	67,224	3,243	2,896	197,086	5,703	202,789	-	202,789
セグメント間の 内部売上高又は振替高	359	650	75	-	1,084	50	1,134	1,134	-
計	124,081	67,874	3,318	2,896	198,170	5,753	203,922	1,134	202,789
セグメント損益 (は損失)	4,264	5,547	134	686	8,991	338	9,329	139	9,468
持分法による投資損益 (は損失)	99	109	-	-	10	-	10	-	10
その他の収益・費用 (純額)	4,334	29	16,468	17	20,790	12	20,778	-	20,778
営業損益(は損失)	169	5,684	16,602	703	11,790	350	11,440	139	11,300
金融収益・費用(純額)									1,069
税引前四半期損失()									12,369

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及び電子機器等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額139百万円は、セグメント間取引消去であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	要約 四半期 連結 財務諸表 計上額
	A C 事業	H C 事業	システム 製品	航空機器 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	118,892	66,507	4,441	2,570	192,410	5,228	197,638	-	197,638
セグメント間の 内部売上高又は振替高	426	775	136	-	1,337	45	1,382	1,382	-
計	119,318	67,281	4,577	2,570	193,747	5,273	199,020	1,382	197,638
セグメント損益 (は損失)	6,927	4,071	864	445	11,417	509	11,926	7	11,919
持分法による投資利益	155	144	-	-	299	-	299	-	299
その他の収益・費用 (純額)	1,138	408	5,963	160	7,668	53	7,721	-	7,721
営業損益(は損失)	5,945	3,807	5,099	605	4,048	456	4,505	7	4,498
金融収益・費用(純額)									293
税引前四半期利益									4,205

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業及び電子機器等を含んでおります。

2. セグメント損益の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 報告セグメントの変更等に関する事項

前第2四半期連結会計期間において、従来「特装車両事業」、「航空機器事業及び電子機器等」については、報告セグメントにおける量的基準等を勘案した結果、「その他」に含めて開示しておりましたが、前連結会計年度において当社は、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、不適切な工数計上により請求していた事実の判明を受け、当該事象に係る見積費用を計上いたしました。その結果、「その他」に含めていた航空機器事業について、質的な重要性が増したため、「航空機器事業」を「その他」から区分し、開示しております。

このため、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の表示方法により作成したものを記載しております。

6.有形固定資産、のれん及び無形資産

有形固定資産、のれん及び無形資産の帳簿価額の増減は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	有形固定資産	のれん	無形資産
2019年4月1日	161,368	264	7,532
会計方針の変更	22,595	-	-
修正再表示後の残高	183,963	264	7,532
取得	12,424	-	29
自己創設	-	-	554
処分等	945	-	160
減価償却費及び償却費	9,608	-	690
減損損失	561	-	-
為替換算差額	2,388	13	69
その他	391	-	17
2019年9月30日	182,494	251	7,180

7. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
製品保証引当金(注)1.2.	39,131	34,463
防衛装備品関連損失引当金(注)3.	7,618	7,618
その他	5,305	7,240
合計	52,054	49,320
流動	37,876	39,716
非流動	14,178	9,604

(注)1. 製品保証引当金については、製品の品質保証費用の支払に備えるため、過去の発生実績に基づく連結会計年度の売上高に対応する発生見込額に、発生した品質保証費用の実状を考慮した保証見込額を加えて計上しており、当該製品保証引当金の当第2四半期連結会計期間の残高は、3,626百万円(前連結会計年度3,985百万円)であります。

(注)2. 前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品(以下、「不適合品」といいます。)を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当第2四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから前連結会計年度にて計上した免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行っております。

なお、当第2四半期連結会計期間においては、2019年9月30日時点で交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数(免震用オイルダンパー6,263本、制振用オイルダンパー3,766本の合計10,029本)、並びに、台湾輸出品のうち交換が未完了の不適合品及び不明の対象製品全数を製品保証引当金の対象としております。

本件に係る製品保証引当金の当第2四半期連結会計期間の残高は、30,837百万円(前連結会計年度35,146百万円)であります。

(注)3. 前連結会計年度(2019年3月期)、当社は、防衛装備品に関わる防衛省との契約に関し、不適切な工数計上により請求していた事実の判明を受け、2019年1月28日に防衛省に対して自発的に申告を行いました。弁護士や会計士等の社外専門家と組んで調査チームを設置し、現在詳細調査を進めております。また、今後発生すると見込まれる返納金等7,618百万円を防衛装備品関連損失引当金として流動負債に計上しております。なお、2019年3月14日より、防衛省による特別調査が実施されており、当社は調査に全面的に協力を行っております。当該金額につきましては、現時点で合理的に算定できる範囲での見積りであり、今後の特別調査の進展によっては変動する可能性があります。

8. 配当金

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における配当金支払額は、以下のとおりです。

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,044百万円	80円00銭	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

9. 売上高

当社グループの事業は、AC(オートモーティブコンポーネンツ)事業、HC(ハイドロリックコンポーネンツ)事業、システム製品、航空機器事業及びその他により構成されており、当社グループでは、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループでは、これらの事業を通じて得られる収益を売上高として表示しています。また、売上高は主要な製品別に分解しています。これらを分解した売上高と注記「5.セグメント情報」で記載しているセグメント別の売上高との関連は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

セグメントの名称	主要な製品	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
AC事業	四輪車用油圧緩衝器	85,092	86,023
	二輪車用油圧緩衝器	14,052	12,726
	四輪車用油圧機器	21,890	17,512
	その他製品	2,688	2,632
	小計	123,722	118,892
HC事業	産業用油圧機器	63,198	62,130
	その他製品	4,026	4,377
	小計	67,224	66,507
システム製品	システム製品	3,243	4,441
	小計	3,243	4,441
航空機器事業	航空機器	2,896	2,570
	小計	2,896	2,570
その他	特装車両	4,363	4,251
	電子機器等	1,340	977
	小計	5,703	5,228
合計		202,789	197,638

(注)金額は、外部顧客への売上高で表示しています。

10. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)
為替差損	-	1,142
固定資産処分損	182	392
減損損失	2,050	557
独占禁止法関連損失(注) 1.	4,424	-
製品保証引当金繰入額(注) 2.	14,425	395
製品保証対策費(注) 2.	-	5,036
その他	226	866
合計	21,307	8,388

(注) 1. 自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に係る米国独占禁止法違反に関する賠償費用であり、2018年11月6日付の取締役会において、米国での集団訴訟に関し、一部原告および米国州政府の一部との間で、解決金38.95百万米ドルを支払うことで和解することを決議し、独占禁止法関連損失に計上しております。

(注) 2. 前連結会計年度(2019年3月期)において、当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当第2四半期連結累計期間において、状況が進捗したことから前連結会計年度にて計上した免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、及び対応本部の人件費等の諸費用のうち、当第2四半期連結累計期間に発生した費用を製品保証対策費として計上し、第3四半期以降の見積額を製品保証引当金繰入額に計上しております。

11. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益又は四半期損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

なお、希薄化後1株当たり四半期利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益又は 親会社の所有者に帰属する四半期損失() (百万円)	11,972	1,666
期中平均普通株式数(株)	25,544,134	25,543,442
基本的1株当たり四半期利益又は 四半期損失() (円)	468.67	65.20

	前第 2 四半期連結会計期間 (自 2018年 7月 1日 至 2018年 9月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 2019年 7月 1日 至 2019年 9月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期損失() (百万円)	15,601	117
期中平均普通株式数(株)	25,544,056	25,543,363
基本的1株当たり四半期損失() (円)	610.76	4.56

12. 金融商品

(1) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な 観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
上場株式	19,447	-	-	19,447
非上場株式	-	-	263	263
その他	-	283	113	395
合計	19,447	283	376	20,106
純利益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ	-	3	-	3
合計	-	3	-	3

当第2四半期連結会計期間(2019年9月30日)

(単位：百万円)

	同一の資産又は 負債の活発な市場 における相場価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	合計
その他の包括利益を通じて公正価値 で測定する金融資産				
上場株式	17,084	-	-	17,084
非上場株式	-	-	255	255
その他	-	293	116	409
合計	17,084	293	370	17,747
純利益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ	-	1	-	1
合計	-	1	-	1

前連結会計年度及び当第2四半期連結累計期間において、レベル1とレベル2、及びレベル3の間での振替は該当ありません。

(2) レベル2、3に区分される公正価値測定に関する情報

デリバティブの公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される公正価値評価の方法は、当該非上場株式及び出資金の当社の持分比率から計算された純資産額又は会員権評価額と評価前帳簿価額を比較し、純資産額又は会員権時価が評価前帳簿価額を下回った場合、当該金額をその他の包括利益として計上しております。

(3) レベル3に分類された金融商品の増減

前連結会計年度及び当第2四半期連結累計期間において、レベル3に分類される金融商品の重要な増減はありません。

(4) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

13. 偶発負債

(建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について)

当社及び当社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、前連結会計年度(2019年3月期)において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品(以下、「不適合品」といいます。)を建築物に取り付けていた事実(以下、「本件」といいます。)が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整(原点調整)を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事に要する費用、構造再計算費用等について製品保証引当金を計上しております。その金額につきましては、「7. 引当金」に記載のとおりです。なお、制振用オイルダンパーの交換工事に要する費用については、当該製品が設置されている建築物の構造や状況により、交換工事に要する費用が異なることが想定されること、また、所有者様、居住者様、建設会社様等、多くの方が関係される都合上、関係者の皆様との十分な意見交換や調整を行ったうえで所有者様の意向を踏まえ適切な対応を行う必要があるため、現時点においては、その費用の信頼性のある見積りを行うことが可能な状況に至っておりません。また、免震・制振用オイルダンパーの交換工事の実施に伴って発生する補償等の付随費用についても、所有者様、居住者様、建設会社様等、多くの方が関係される都合上、関係者の皆様との十分な意見交換や調整を行うことが必要であるため、現時点においては、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものもあり、今後の前提条件の変動により、新たに引当金を計上する場合には、既に引当金計上している金額を上回る可能性があります。なお、IAS第37号86項各号に定める事項については、金額記載が困難であるため記載しておりません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(独占禁止法関連)

当社は、2015年9月16日(米国時間)、米国司法省との間で、自動車・二輪車用ショックアブソーバの販売に関し、同国独占禁止法に違反する行為があったとして、62百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

前連結会計年度(2019年3月期)、当該事件に関連して、米国、カナダにおいて、当社および当社の米国子会社に対して集団訴訟が提起されておりましたが、2018年11月6日付の取締役会決議を受け、米国での集団訴訟に関し、一部原告および米国州政府の一部との間で、解決金38.95百万米ドルを支払うことで和解いたしました。

しかしながら、一部顧客からの損害賠償請求や係属中の訴訟もあり、これらの請求等によっては、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

14. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

第98期（2019年4月1日から2020年3月31日）中間配当については、2019年11月13日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月14日

K Y B 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 直 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御 厨 健 太 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK Y B株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、K Y B株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記13 偶発負債に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用並びに免震用オイルダンパーの交換工事等に要する費用については、製品保証引当金を計上している。一方、制振用オイルダンパーの交換工事に要する費用並びに免震・制振用オイルダンパーの交換工事の実施に伴って発生する補償等の付随費用等については、現時点においては、その費用の信頼性のある見積りを行うことが可能な状況に至っていないため、製品保証引当金を計上していないが、今後の進捗等によっては信頼性のある見積りが可能となり、費用計上することとなった場合には、会社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。